

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成20年11月6日(2008.11.6)

【公開番号】特開2007-124110(P2007-124110A)

【公開日】平成19年5月17日(2007.5.17)

【年通号数】公開・登録公報2007-018

【出願番号】特願2005-311222(P2005-311222)

【国際特許分類】

H 04 N 1/19 (2006.01)

H 04 N 1/04 (2006.01)

G 06 T 1/00 (2006.01)

【F I】

H 04 N 1/04 1 0 3 E

H 04 N 1/12 Z

G 06 T 1/00 4 6 0 D

【手続補正書】

【提出日】平成20年9月19日(2008.9.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

原稿を搬送する原稿搬送手段と、

搬送される前記原稿の原稿面に近接して画像を読み取るイメージセンサーと、

前記イメージセンサーのシェーディング補正時に読みとる基準面と、

を有する原稿読取装置において、

シェーディング補正時における前記基準面と前記イメージセンサーとの距離が、

原稿読取時における前記原稿と前記イメージセンサーとの距離と略同一になるように、

前記基準面と前記イメージセンサーとの距離を規制する規制手段を有することを特徴とする画像読取装置。

【請求項2】

前記イメージセンサーは、等倍結像型イメージセンサーであることを特徴とする、請求項1に記載の画像読取装置。

【請求項3】

シェーディング補正時に前記基準面を、搬送されている前記原稿の原稿面が前記イメージセンサーで読み取られる読取位置に装着し、

シェーディング補正を行わないときは、前記基準面を取り外すことを特徴とする請求項1又は請求項2に記載の画像読取装置。

【請求項4】

シェーディング補正時に前記基準面を、搬送されている前記原稿の原稿面が前記イメージセンサーで読み取られる読取位置に移動させ、

シェーディング補正を行わないときは、前記読取位置から退避させることを特徴とする請求項1、又は請求項2に記載の画像読取装置。

【請求項5】

シェーディング補正時は、前記イメージセンサーが移動し、前記原稿の原稿搬送路の外に設けられた前記基準面を読み取り、シェーディング補正を行うことを特徴とする、請求

項1、又は請求項2に記載の画像読み取り装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記目的を達成するために請求項1に記載の画像読み取り装置は、原稿を搬送する原稿搬送手段と、搬送される前記原稿の原稿面に近接して画像を読み取るイメージセンサーと、前記イメージセンサーのシェーディング補正時に読みとる基準面と、を有する原稿読み取り装置において、シェーディング補正時における前記基準面と前記イメージセンサーとの距離が、原稿読み取り時における前記原稿と前記イメージセンサーとの距離と略同一になるよう、前記基準面と前記イメージセンサーとの距離を規制する規制手段を有することを特徴としている。